

埼玉県立大宮工業高等学校
いじめ防止基本方針

平成28年4月14日
埼玉県立大宮工業高等学校

はじめに

いじめは、その生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、健全な心身の発達や人格の形成に重要な影響を与え、時には生命や身体に重大な危険を生じさせる危険がある。本校では、教育活動において生命と人権を大切にす精神を貫き、教職員自身が、生徒一人ひとりがかけがえのない存在として尊重し、生徒の心身共に健やかな発達を支援して行く。そして、ここに埼玉県立大宮工業高校いじめ防止基本方針を策定し、生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう教職員が組織一丸となって取り組むことを決意する。

埼玉県立大宮工業基本方針の策定

第1 いじめ未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標として弱いものをいたわる気持ち、相手の立場に立ち行動できることの大切さを指導する。
- イ 研修会を実施し、教員一人ひとりがわかりやすい授業を心掛け、生徒に基礎基本の定着を図る。さらに、生徒に学習に対する達成感と自尊感情を育む。
- ウ クラス、部活動、その他さまざまなグループ、集団の動向等に日常的に注意を払い、「他者を排除・非難する動き」や「孤独感・疎外感を抱えていそうな生徒」等への気付きを常に意識しながら指導する。
- エ “苦しい思い” や “見ていられない状況” 、 “不快に思う場面” などをいつでも仲間や大人に伝えることができる風通しのいい環境の整備に努める。
- オ 保護者並びに地域住民と連携を図り、学校・保護者・地域が協力し合える組織をつくる。
- カ 生徒が自主的に取り組む生徒会活動を支援する。

第2 いじめ早期発見への取組

- ア いじめ調査
 - いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を実施する。
 - ①いじめアンケートの実施 年2回（5月、10月）
 - ②担任との面談実施 年2回（5月、10月）
- イ 教育相談体制
 - 生徒および保護者が教育相談を受けられる体制を整える。
 - ①スクールカウンセラーとのカウンセリング 月2回
- ウ 情報の共有化
 - ①研修会等をとおり、教職員が問題を抱えている生徒個人の特徴を理解し、些細な変化にも全職員が気づき、速やかに対応できる取り組みを実践する。

第3 いじめの早期解決への取組

- ア いじめの疑いがある場合は、些細な兆候であっても、早期からの的確に対応する。遊びや悪ふざけなど、いじめに発展する行為を発見した場合や保護者からいじめではないかと相談があった場合には、真摯に対応する。
- イ 教職員は些細な情報だとしても個人のものとしせず、学年主任や生徒指導主任に報告し、組織として対応する。
- ウ いじめが確認された場合は、速やかにいじめ対策委員会に報告し対応を検討する。
- エ 家庭との連携を図り、生徒と保護者に対し支援と助言を継続的に行う。
- オ いじめた生徒に対し、速やかに的確な指導をする。いじめ関係者間における争いや二次的な問題が起きないように、必要な情報は共有し保護者にも必要な情報は適切に提供する。

「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義

- ① 行為をした者（A）を行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係があること
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

以前は、「自分よりも弱者に対して」、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が入っていましたが、法律上の定義にはそれらの要素が含まれていないことに留意してください。

“いじめの芽”や“前兆”といった些細なこともいじめと認識して取り組むことが大切だと述べられています。過去において、“前兆”から急転直下予期せぬ方向に推移し、“自殺等の重大な事態”に至ったケースがあったからです。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

- 本校では、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。
- 【構成員】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭に加え個々の事例によって、学級担任や部活動顧問が参加可能な柔軟な組織 とする。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

ア 重大事態の意味

「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・ 生徒が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる」

- ・ 相当期間とは年間30日を目安とする

イ 重大事態の報告

本校は、重大事態が発生した場合、埼玉県教育委員会へ事態発生について報告する。

ウ 調査主体について

本校が主体となって調査を行う。ただし、経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校の調査では、重大事態への対処及び同種事態発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合や本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、埼玉県教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。本校が調査主体となる場合は、埼玉県教育委員会と連携を図りながら実施する。

エ 調査を行うための組織について

本校は、その事実が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係わる調査を行うため、速やかにいじめ対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者、及び、心理や福祉の専門家の専門知識を及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

第6 インターネットを通して行われるいじめ対策

ア ネット上のいじめ等の不適切な書き込みを学校が確認した場合、いじめ対策委員会で対応を協議し、関係生徒から聞き取り調査、被害にあった生徒には、適切な対応を行う。

イ 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意志を尊重し、関係機関へ削除を依頼する。生徒又は保護者に対し支援と助言を行う。

ウ ネットトラブルに関する全校集会やホームルームをとおり、適切な情報発信とネット上でのいじめ防止に努める。

第7 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年	学校全体
4 月	新入生オリエンテーション いじめの防止（生徒会）			カウンセリング2回 第1回いじめ対策委員会
5 月	いじめアンケート 担任面談 社会貢献活動（見守隊）	いじめアンケート 担任面談	いじめアンケート 担任面談	カウンセリング2回 第1回職員研修会 第2回いじめ対策委員会
6 月	面談週間（生徒・保護者） 社会貢献活動（見守隊）	面談週間（生徒・保護者）	面談週間（生徒・保護者）	カウンセリング2回 第2回職員研修会
7 月	地域ゴミ拾い（生徒会） 社会貢献活動（見守隊）	地域ゴミ拾い（生徒会）	地域ゴミ拾い（生徒会）	カウンセリング2回
9 月	社会貢献活動（見守隊）			カウンセリング2回 第3回職員研修会
10 月	いじめアンケート 担任面談 社会貢献活動（見守隊）	いじめアンケート 担任面談	いじめアンケート 担任面談	カウンセリング2回 第4回職員研修会 第3回いじめ対策委員会
11 月	文化祭企画（生徒会） 社会貢献活動（見守隊）	文化祭企画（生徒会）	文化祭企画（生徒会）	保護者・生徒座談会（生徒指導） カウンセリング2回
12 月	地域ゴミ拾い（生徒会）	地域ゴミ拾い（生徒会）	地域ゴミ拾い（生徒会）	学校評価アンケート
1 月				
2 月				第4回いじめ対策委員会 第5回職員研修会
3 月	地域ゴミ拾い（生徒会）	地域ゴミ拾い（生徒会）		